

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に改める。

(太子町消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 太子町消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。